



CCUSの就業履歴蓄積方法

元請事業者が現場情報を登録し、当該現場に入場する下請事業者が全てCCUSに登録されている状態で施工体制登録を行い、各事業者で当該現場に入場する所属技能者の作業員登録を行うことで、技能者の就業履歴を蓄積することが可能。

【現状の課題】

元請事業者が現場情報を登録した現場において、一部のCCUS未登録の上位下請事業者が施工体制登録できないことにより、その下位に位置する下請事業者が施工体制登録できず、結果、当該下位下請事業者に所属する技能者が就業履歴を蓄積できない。



本資料では、未登録事業者がいる場合の施工体制登録をどのように扱うか等を、2021年4月に追加される機能による方法(1)と現在のCCUSにおける対応方法(2)の2つの方法をご案内します。

(1) CCUS未登録事業者も含めて施工体制に登録する方法(令和3年4月～) ----- 2 ページ

(1) の未登録事業者をCCUS登録後に施工体制に登録する方法 (令和3年6月～) ----- 3 ページ

(2) 未登録事業者を除外して施工体制に登録する方法 ----- 4 ページ

(2) の未登録事業者をCCUS登録後に施工体制に登録する方法 ----- 5 ページ

〈参考〉

(2) のCCUSでの施工体制登録の作業手順 ----- 6 ページ

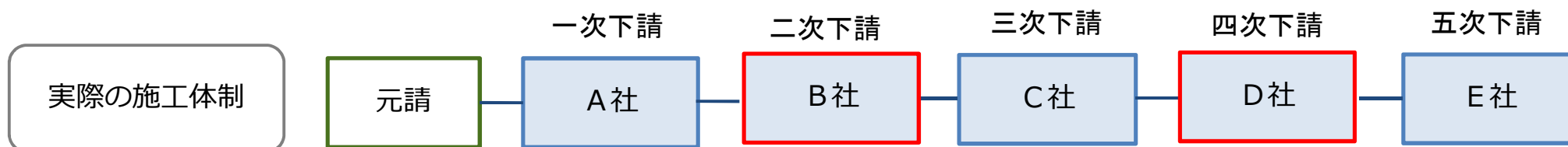
(2) の施工体制登録から出力した施工体制台帳の修正例 ----- 9 ページ

※ここにご案内する方法は、上位下請事業者がCCUS事業者登録を行ってない等の理由により適切な施工体制登録行えない場合の暫定的な措置です。元請事業者の方は、引き続き、下請事業者のCCUS登録を推奨し回数順に適切な施工体制登録を完成いただくようお願いいたします。



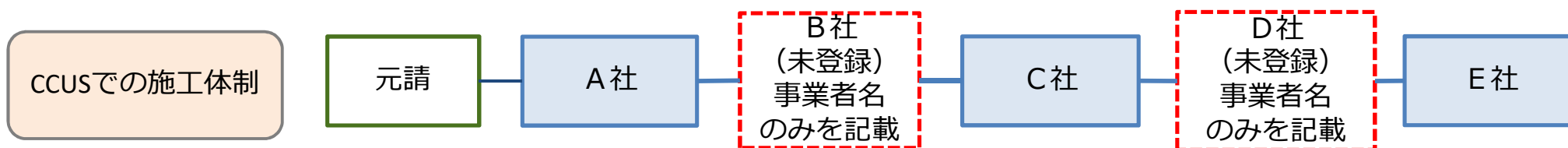
(1) CCUS未登録事業者も含めて施工体制に登録する方法（令和3年4月～）

例：二次下請と四次下請の事業者がCCUSの事業者未登録の場合



【対応方法】

CCUS未登録事業者の「事業者名のみ」を施工体制登録（「記載登録」）が可能となり、CCUS上でも実際の施工体制通りに未登録事業者及び下位下請事業者を含めて施工体制登録を行うことが可能。



〈留意点〉

・ CCUS未登録事業者は、施工体制に技能者の登録はできません。したがって、当該事業者に所属する技能者については、事業者名や職種・職位が付された就業履歴の蓄積が可能となるのは当該事業者が施工体制登録された後となります。

※未登録事業者をCCUS登録後に施工体制に登録する方法は次ページをご参照ください。

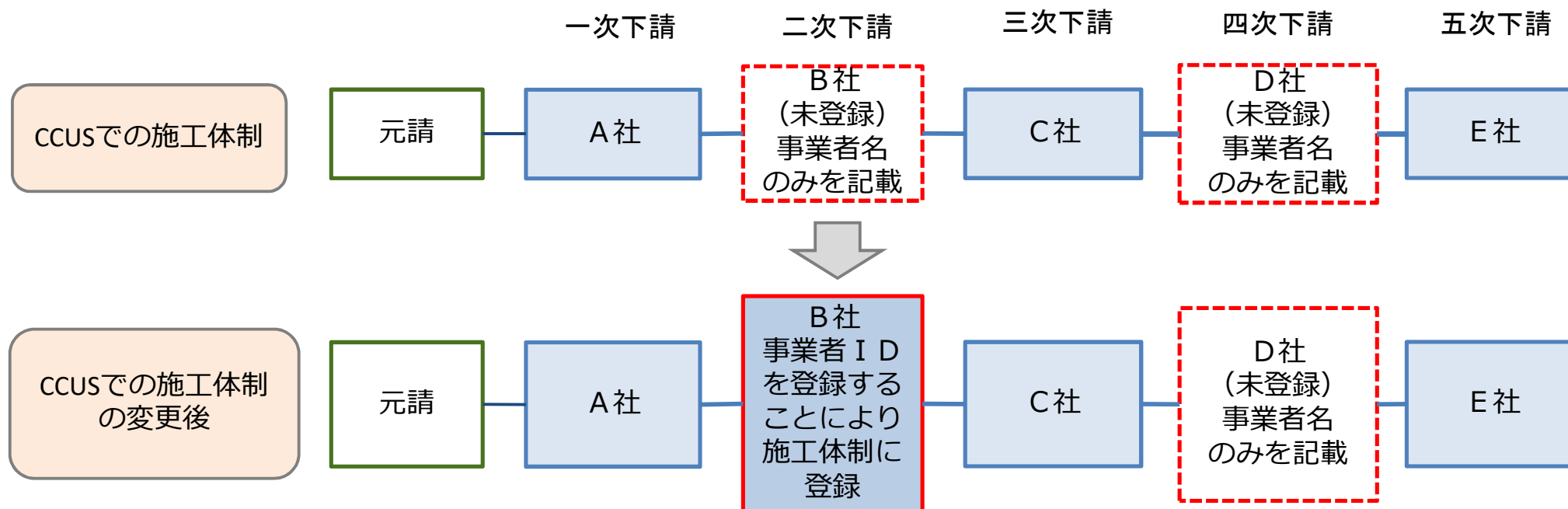


(1)の未登録事業者をCCUS登録後に施工体制に登録する方法（令和3年6月～）

・ CCUSのシステムの改修を行い、前ページ(1)の方法にて事業者名のみ施工体制に記載登録された事業者が、CCUSに登録を完了した後に「ID」を施工体制に登録する方法です。これにより、当該事業者に所属する技能者の作業員登録や所属事業者名や職種・職位が付与された就業履歴の蓄積を行うことができます。

なお、この施工体制の登録操作は、直近（直上）上位事業者が行うこととなります。

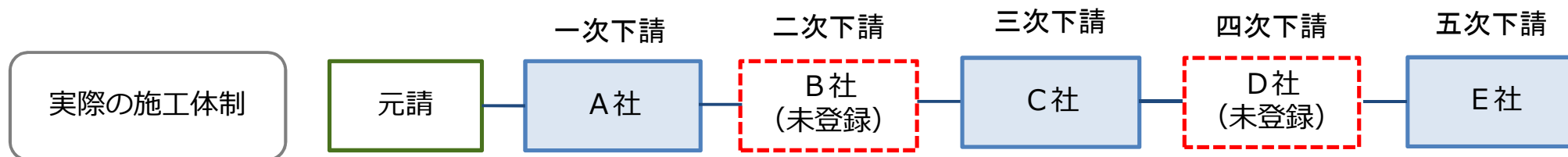
〈例〉 B社がCCUSの施工体制に「事業者名のみ」を登録し、その後現場運用中にB社がCCUS登録した後にそのB社の登録情報を施工体制に組み込みたい場合は、上位事業者のA社がB社の事業者ID等を施工体制上に登録する。その場合、下位事業者(C社・E社)の次数の変更や登録やり直しが不要。





(2) 未登録事業者を除外して施工体制に登録する方法

例：二次下請と四次下請の事業者がCCUSの事業者未登録の場合



【対応方法】

未登録下請事業者（例は二次下請と四次下請）を除外し、登録事業者のみで施工体制登録を行います（実際の請負次数を変更し、未登録事業者以下の各登録事業者の次数を繰り上げて登録）。



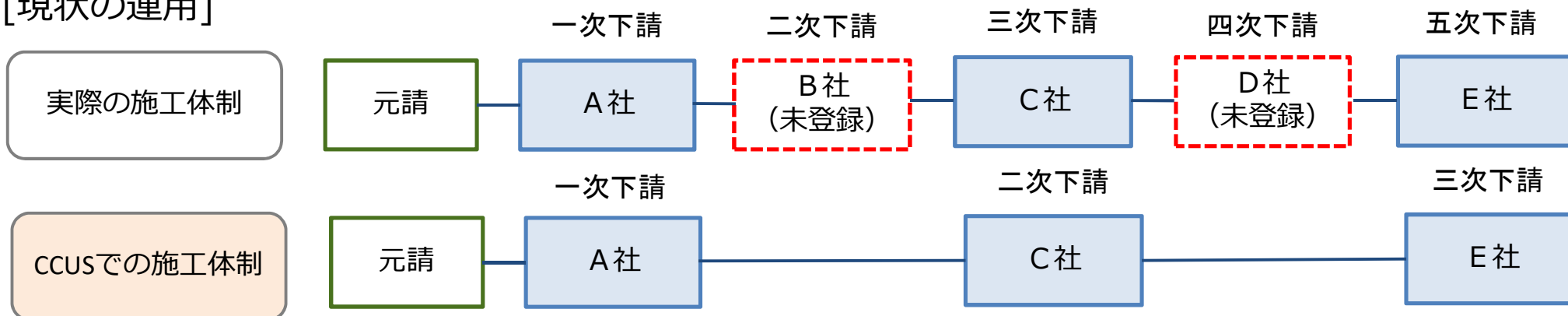
〈留意点〉

- ・ 実際の施工体制とは異なる次数が登録されることとなりますので、施工体制台帳等の帳票を出力し使用する場合は、Excelファイルに未登録事業者を追加記載するなどの修正を行ってください。 ※9ページ参照



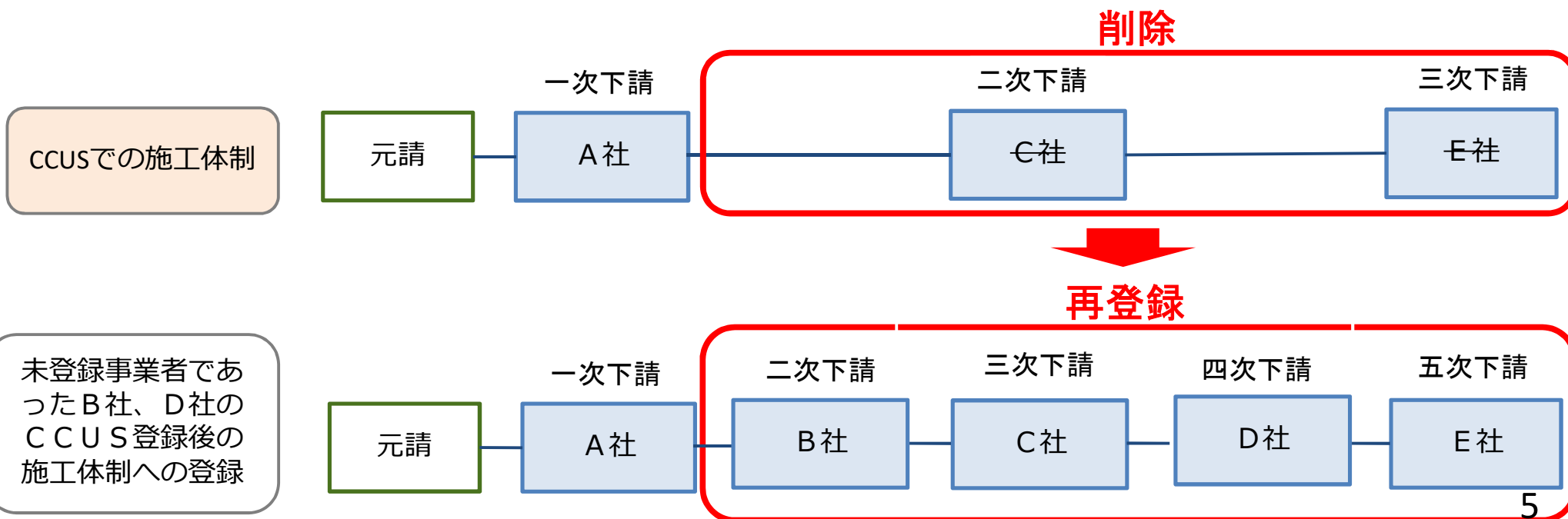
(2)の未登録事業者をCCUS登録後に施工体制に登録する方法

[現状の運用]



[対応方法]

- ・当初施工体制登録時にCCUS未登録事業者（B社、D社）が現場運用中に、CCUS登録し、CCUSの施工体制に組み込みたい場合、現状の施工体制登録を削除し、改めて登録し直す必要がある。





<参考>

(2) のCCUSでの施工体制登録の作業手順-1

施工体制登録の方法

施工体制登録の内、上位事業者からの要請と下位事業者の承認について、説明します。

右の内、一次（A社）からCCUS未登録の二次（B社）を抜いて三次（C社）を承認する方法です。

元請事業者：（株）基金建設
 一次事業者：A社
 二次事業者：B社（CCUS未登録）
 三次事業者：C社
 四次事業者：D社（CCUS未登録）
 五次事業者：E社

※事前に関係者間で連絡を取り合い、合意の上、操作してください

※CCUS未登録事業者の直上位事業者が本操作を行ってください

（未登録業者が連続している場合も、その直上位事業者が行ってください）

The screenshot shows the '建設キャリアアップシステム' (Construction Careerup System) interface. On the left, the login form is highlighted with a red dashed box and a circled '1'. On the right, the navigation menu is shown with '620_施工体制登録' (620 Construction System Registration) and '40_承認要請リスト' (40 Approval Request List) highlighted with red boxes and circled '2' and '3' respectively. A red arrow points from the login form to the menu. A yellow callout box contains the following instructions:

② 「620_施工体制登録メニュー」をクリックします。
 ③ 「40_承認要請リスト」をクリックします。

① IDとパスワードを入力し、ログインをクリックします。事業者責任者または階層管理者のIDで操作可能です。



<参考>

(2) のCCUSでの施工体制登録の作業手順-2

施工体制登録のつくり方

④検索ボタンを押します。
※あらかじめ表示されているケースもあります。
⑤確認ボタンを押します。

区分	依頼日	依頼元ID (事業者、技能者)	依頼元名(事業者、技能者)	現場ID	現場名	承認要請内容	ステータス	承認
事業者	2019/12/10	28862153068122	A社	40224814116771	Zプロ建設工事	事業者登録	未承認	確認

⑦自社の保存用として、工事名称・工事内容を入力し、更新ボタンを押します。(任意)

⑥編集ボタンを押します。

⑧承認ボタンを押します。

施工体制登録のつくり方

⑨ 「はい」を押します。

⑩ 「はい」を押します。

⑪ 承認要請内容一覧からデータが無くなりました。

⑫ ステータスが登録に変わりました。

区分	依頼日	依頼元ID (事業者、技能者)	依頼元名(事業者、技能者)
データがありません。			

次数	事業者ID	事業者名	工事名称・工事内容	ステータス
元請	39809523422822	(株) 基金建設		登録
1	28862153068122	A社		登録
2	96131765752422	C社	型枠組立工事	登録

以上で、二次下請事業者（B社）がCCUS未登録事業者の場合でも三次下請事業者（C社）のステータスが『登録』に変わりました。

次に五次下請事業（E社）を同様に要請と承認を繰り返します。

施工体制登録後、「作業員名簿」の登録を行います。操作方法は、現場運用マニュアル第5章ポイント抜粋版「現場作業員一覧のつくり方」を参照ください。

(2) の施工体制登録から出力した施工体制台帳の修正例

CCUSから出力された施工体制台帳の例

施工体制台帳(工事担当技術者)

現場S11-4_10457827551471 工事担当技術者

事業者ID 元請会社名 57119249111122 元請	事業者ID 会社名 57119249075522 A社	事業者ID 会社名 57119249070022 C社	事業者ID 会社名 57119249072222 E社
主任技術者 生年月日 年月日	主任技術者 生年月日 年月日	主任技術者 生年月日 年月日	主任技術者 生年月日 年月日
選任区分	選任区分	選任区分	選任区分
【写真貼付欄】	【写真貼付欄】	【写真貼付欄】	【写真貼付欄】

会社名 〇×△(株)	事業者ID 会社名 67119249075522 △〇×(株)	事業者ID 会社名 87119249075522 ×〇×(株)
主任技術者 生年月日 年月日	主任技術者 生年月日 年月日	主任技術者 生年月日 年月日
選任区分	選任区分	選任区分
【写真貼付欄】	【写真貼付欄】	【写真貼付欄】

実際の施工体制は、三次下請けである「C社」が二次下請に、五次下請である「E社」が三次下請に登録されて出力されている。

官庁工事においては、日付、国官技第30条により作成することが義務づけられた。

CCUSからExcelファイルで出力された施工体制台帳に、「B社」と「D社」を追加記載し、実際の施工体制に修正して使用してください。

CCUSから出力された施工体制台帳の修正例

施工体制台帳(工事担当技術者)

現場S11-4_10457827551471 工事担当技術者

事業者ID 元請会社名 57119249111122 元請	事業者ID 会社名 57119249075522 A社	追加記載 事業者ID 会社名 B社	事業者ID 会社名 57119249070022 C社	追加記載 事業者ID 会社名 D社	事業者ID 会社名 57119249072222 E社
主任技術者 生年月日 年月日	主任技術者 生年月日 年月日	主任技術者 生年月日 年月日	主任技術者 生年月日 年月日	主任技術者 生年月日 年月日	主任技術者 生年月日 年月日
選任区分	選任区分	選任区分	選任区分	選任区分	選任区分
【写真貼付欄】	【写真貼付欄】	【写真貼付欄】	【写真貼付欄】	【写真貼付欄】	【写真貼付欄】

会社名 〇×△(株)	事業者ID 会社名 67119249075522 △〇×(株)	事業者ID 会社名 87119249075522 ×〇×(株)
主任技術者 生年月日 年月日	主任技術者 生年月日 年月日	主任技術者 生年月日 年月日
選任区分	選任区分	選任区分
【写真貼付欄】	【写真貼付欄】	【写真貼付欄】

官庁工事においては、平成13年3月30日付、国官技第30条により作成することが義務づけられた。